

事務局ニュース 07-NO. 03 特別号 2007. 7. 20 埼玉県学童保育連絡協議会

〒 330-0854 さいたま市大宮区桜木町 4 - 1 0 0 5

048-644-1571 FAX 048-644-1572

http://www.geocities.jp/saitama_gakudou/ Eメール gakudoust@yahoo.co.jp

【郵便振替】00160-7-93727 埼玉県学童保育連絡協議会

参議院埼玉選挙区立候補者公開アンケートに 4氏から回答が届きました 投票の参考にしてください

7月29日投票の参議院議員選挙にあたり、埼玉県学童保育連絡協議会としては、埼玉選挙区立候補者に対して学童保育に関わる問題について公開アンケートを実施しました。

しめきりの16日までに立候補者7氏のうち、4候補者から回答が寄せられました。自民党候補者の事務所からは、「マスメディアが実施するアンケート以外に対しては回答しない方針ですのでご理解下さい」との回答がありました。回答順に掲載しました。これらを参考にさせていただき、今回の選挙に積極的にご参加いただくようお願いいたします。

* 質問項目は次の通りです。

質問1 学童保育と放課後子どもプランについて

2007年度より開始した「放課後子どもプラン」についての貴職のお考えを教えてください。

質問2 学童保育と指定管理者制度について

指定管理者制度は、学童保育などの福祉事業にはなじまない制度であるとの指摘がありますが、この指摘へのご意見も含め、指定管理者制度についての貴職のお考えを教えてください。

質問3 障害児学童保育について

障害児のみを対象とした「障害児学童保育」、及びその施策について、貴職の考えを教えてください。

質問4 学童保育施策全体について

貴党ないし貴職の学童保育（放課後児童クラブ）政策の考えを教えてください。

行田邦子（民主党）

回答1 子どもの安全対策について国が積極的に予算措置を講じたことについては評価できるが、そもそも役割の異なる事業を一体的に推進することには疑問を感じる。「放課後子ども教室」に重点をおいた事業になった場合、学童保育の維持が難しくなる可能性がある。

回答2 指定管理者制度は、一方で行政の効率化の視点から導入され、市民の利便性にも資するということであったが、現実には管理コストの低減が追求されるのみで、従来の「公」の部分が後退し、住民の利益に反するのではないか、との批判があることを承知している。特に学童保育については保護者、児童の利益に反するような指定がないよう、地方自治体は慎重に配慮しなければならないと思う。

回答3 学童保育全体の問題もさることながら、特に障害児の保育はまったく対応できていないのが実情。障害児の学童保育を進めるため、国としての取り組みが必要だと思う。

回答4 学童保育は子どもの発達の上からも、また子どもの安全面からも大変重要だが、現状は決して満足できるものではない。文科省の全家庭を対象とした「放課後子ども教室」とは別に、学童保育を、子どもの居場所づくりのために、適正な規模で、専門の指導員のもとで、必要とするすべての小学校で設置すべきである。

高野博師（公明党）

回答1 保護者が安心して働くことができる環境整備を狙いとして、文部科学省と厚生労働省が連携して放課後の児童の居場所づくりを進める「放課後子どもプラン」が創設されました。教育や子育ては“社会総がかり”で取り組むことが重要です。地域と学校が連携して行う同プランが教育再生の具体策の重要な一つであり、これを全国展開していきたい。

回答2 従来の管理委託制度は自治体等の管理権限下で管理業務を委託したに過ぎませんでした。指定管理者制度は自治体等の指定を受けた管理者が管理を「代行」する制度です。民間事業者やNPO法人、ボランティア団体など幅広い団体が参入できます。経費節減、サービス向上が狙いですが、経費節減だけを優先するのではなく、サービス向上と事業の効率化を図るという指定管理者制度本来の目的に沿って運用するよう強く求めたい。

回答3 障害児が地域の学童保育や習い事になかなか受け入れてもらえない実態があり、そのため家族だけと過ごす時間が多く、友人との交流も少ないとなると将来の社会への適応に不安を感じざるを得ません。私もこの点につき、放課後や長期休暇の障害児学童、年間を通して利用できる施設の整備、指導員の確保、などの要請を受けており、市町村と連携をとり要請事項実現に取り組みたいです。

あやべ澄子（日本共産党）

回答1 「地域に子どもたちの安全な居場所がほしい」という要求が切実になっています。子どもたちに「遊びと生活の場」を豊かに多彩に保障していくことは大切なことです。学童保育と放課後子ども教室は、それぞれ独自の意義を持つもので、一体化ではなく、連携しあいながら、それぞれ充実していくことが大事で、一体化の名の下に学童保育を切り捨てることには反対です。

回答2 営利企業を保育や学童保育などの福祉事業に参入させ、国や自治体の責任を放棄することには反対です。保育や学童保育は指定管理者制度になじまないものです。私は保育や学童保育などの福祉分野は営利企業にゆだねるのではなく、国と自治体が責任をもって運営すべきと考えます。

回答3 一般の学童保育での障がい児の受け入れを促進するとともに、障がいの状態によっては一般の学童保育の設備と職員数では限界があり、障がい児だけの学童保育の拡充も必要です。国は障がい児学童保育の充実を自治体まかせにせず、国が予算面でも積極的な役割を果たすべきです。

回答4 子どもが安心して過ごせる居場所づくりは、子どもにとっても親にとっても切実な願いです。学童保育は、子どもたちに負担を強いる大規模化ではなく、新・増設によって、希望する子どもがみな入所できるようにします。「遊びと生活の場」にふさわしく安心して生活できるよう設置基準を定め、専門の指導員の常勤・複数配置と労働条件の改善をはかります。

回答4 小学校の授業終了後から親が帰宅するまでの時間帯に、児童を安心して育てられる環境をどう整備するかが切実な問題となっている。共働き家庭などのおおむね10歳未満の児童は、子ども教室終了後の夕方も、従来の放課後児童クラブに参加できるし、国（厚労省）は放課後児童クラブを5900カ所増やし、ほぼ全ての小学校区にあたる2万カ所へと拡充するというが、まだ立ち遅れている。放課後の児童を安全な環境で見守り健全に育成するシステムの整備が急務。授業終了から親の帰宅まで連続したサービスが全国的に確保されるよう、厚労省が考えた親の帰宅が遅い家庭の児童を地域住民が自宅などで預かる「生活塾」普及も一案ではないか。

まつざわ悦子（社会民主党）

回答1 「放課後子どもプラン」それ自体は、反対すべきものとは考えません。しかし、親、子の多様なニーズに合った適切な運用が求められます。一部の自治体では、このプランによって経費が削減されています。プランによって学童保育を廃止することは、本末転倒だと考えます。各自治体でどのようにプランが運用されるか注目すると同時に、積極的に意見を上げていくことが必要です。

回答2 「官から民へ」のスローガンで教育や医療、介護、福祉など公共的な分野をターゲットに行革、規制撤廃・市場開放が進められています。自治体に対しても、公立病院の廃止、公営交通の民間移管、幼稚園・保育園の統廃合、民営化、民間委託、地方独立行政法人化、指定管理者制度の導入など、公共サービスの規制改革と自治体経営手法の多様化の攻撃が進められています。学童保育に関しては、これまでの経緯を考えても保護者の積極的な関与が求められます。学童保育は、もともと営利を目的とする事業対象にはなりえないものであり、民営化、指定管理者制度による運営は、学童保育にゆがみをもたらすと考えます。

回答3 障害児も学童保育に安心して通える条件を整備することは、重要な課題と考えます。障害児学童保育、あるいは一般学童保育に通うかは保護者・子どもの判断だと思いますが、いずれの場合でも障害児が安心して過ごせる環境を作るのが国も含めた行政の責任と考えます。

回答4 少子化対策が、いろいろ論じられています。子を産むか、産まないかは、女性の判断ですが、それを前提として政治は、安心して子育てができる条件を整備しなければなりません。そのなかの大きな柱が、安心して子どもを預けられる場の提供にあると思います。そのために大きな役割を果たすのが学童保育だと思います。学童保育の健全な発展のためには働く人々の雇用、労働条件の安定化を図ることが重要です。マンパワー、場所の確保に行政は責任を果たすべきだと思います。
